

林野火災注意報の運用開始について

令和7年 2 月 26 日に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災は、それまでの記録的な降水量の少なさ、発生日前後の乾燥、強風、地形等の影響により急激に延焼拡大されました。これらを踏まえ、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「**林野火災注意報**」の運用が全国的に始まります。



林野火災注意報について

鹿行広域事務組合管理者は、林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際には、「**林野火災注意報**」を発令します。発令区域内の住民は、火災予防条例に定める「**屋外における火の使用の制限**」について、可能な限り、努めなければなりません(努力義務)。

火災予防条例第 29 条の規定による「**屋外における火の使用の制限**」について

- (1) 山林、原野等における火入れ
- (2) 煙火の消費
- (3) 屋外における火遊び又はたき火
- (4) 屋外における引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近での喫煙
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて鹿行広域事務組合管理者が指定した区域内において喫煙をしない。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉の始末

林野火災注意報の発令指標について

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前 30 日間の合計降水量が30mm以下
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ乾燥注意報が発表

※ ただし, 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は, この限りでない。